

令和 7 年度

P T A 総会資料

期日 令和 7 年 4 月 28 日 (月)

場所 花陵中学校 武道場

時間 15 : 20 ~

花陵中学校 P T A

令和7年度 PTA 総会

総会次第

- 1 日 時 令和7年4月28日(月) 15:20~
- 2 場 所 熊本市立花陵中学校 武道場
- 3 開 会
- 4 P T A 会長挨拶
- 5 学校長挨拶
- 6 職員紹介
- 7 総会成立宣言

P T A 会員数		出席者数	委任者数	合 計	総会成立
世帯数	名				成・否
職 員	名				
合計	名	名	名	名	

- 8 議長選出
- 9 議 事
 - 第1号議案 令和6年度PTA活動報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
 - 第2号議案 令和6年度一般会計決算・監査報告について・・・・・・・・3~4
 - 第3号議案 役員選出・紹介・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
 - 第4号議案 令和7年度P T A活動計画について・・・・・・・・・・・・6
 - 第5号議案 令和7年度PTA活動予算案について・・・・・・・・・・・・7
- 10 議長解任
- 11 その他
 - PTAからの連絡事項
 - 学校からの連絡事項
- 12 閉 会

令和6年度 P T A活動報告①（校内）

1 学期		2 学期		3 学期	
4/10	入学式	8/29	一斉あいさつ運動	1/8	一斉あいさつ運動
5/19	体育大会	12/1	さわやか推進事業	3/7	卒業式
5/31	PTA 総会	12/13	強歩会		
随時	役員会（数回）		役員会（数回）		役員会（数回）

令和6年度 P T A活動報告②（市P担当副会長）

西区 PTA		市 P 協	
5/11	西区 PTA 総会	4/18	市 P 健安委員会
7/18	理事会①	5/25	市 P 総会
8/24	西区研修会	7/6	会長・副会長合同研修会
11/8	理事会②	10/26-27	九州 PTA 研究大会（長崎）
3/12	理事会③	11/2	市 P 研究大会（熊本市）
		随時	市 P 健安委員会（5 回程度）

花陵中PTA 令和6年度 決算報告書

収入の部

項目	予算(A)	決算(B)	増減B-A	備考
1.前年度繰越金	781,320	781,320	0	
2.会費	669,000	678,000	9,000	年間3000円x 226世帯
3.助成金収入	0	80,000	80,000	花陵校区さわやか推進事業
4.雑収入	2	16,542	16,540	出店料、預金利息
収入計	1,450,322	1,555,862	105,540	

支出の部

項目	予算(A)	決算(B)	増減B-A	備考
1.運営費	95,000	79,538	-15,462	
01.会議費	5,000	0	-5,000	
02.消耗品費	20,000	10,284	-9,716	
03.備品費	50,000	47,520	-2,480	AEDリース代
04.事務手当	0	0	0	
05.通信費	20,000	21,734	1,734	通信費、振込手数料
2.活動費	270,000	369,134	99,134	
01.研修費	100,000	38,000	-62,000	九p、市p、西区p、渉外費
02.慶弔費	50,000	0	-50,000	香典等
03.1学年委員会		0	0	
04.2学年委員会		0	0	
05.3学年委員会		0	0	
06.教養委員会		0	0	
07.広報委員会		0	0	
08.保体委員会		0	0	
09.愛護委員会		0	0	
10.バザー委員会		0	0	
11.卒業記念品	120,000	121,802	1,802	卒業記念品、花束等
12.特別活動費		209,332	209,332	ロボコン、合同音楽会、クリーンアップデー
3.分担金	60,000	51,750	-8,250	市P、西区P
4.保険費	90,000	9,657	-80,343	個人情報漏洩補償制度
5.行事費	50,000	35,300	-14,700	退任式
6.助成金	0	0	0	
7.環境整備費	200,000	79,497	-120,503	緑化活動費
8.教育振興金	100,000	100,000	0	教育振興基金
9.積立金	30,000	30,000	0	周年記念事業積立
10.予備費	555,322	0	-555,322	
支出計	1,450,322	754,876	-695,446	

残高(収入計-支出計) **800,986** …次年度繰越金

令和7年3月31日(月)


上記の通り 決算報告します。

花陵中学校PTA会長 上門 志穂

監査実施 令和7年3月31日(月)


上記監査の結果、決算報告に相違ありません。

監査委員

田島 明美 

印

監査委員

西江 佳寿美 

印

令和6年度 教育振興基金 決算報告書

令和7年3月31日現在

単位：円

収入	収入額	支出	支出額
繰越金	33,616		
PTA会費より	100,000	中体連駅伝大会参加費	6,000
		駅伝大会試走JR代	21,160
		駅伝大会貸し切りバス代	75,900
		振込手数料	550
		駅伝大会熱中症対策費	2,461
		駅伝大会タクシー代	4,900
預金利息	15		
収入合計	133,631	支出合計	110,971

収入総額	133,631	支出総額	110,971	残高	22,660
				<u>次年度繰越金</u>	<u>22,660</u>

令和6年度 積立金

令和7年3月31日現在

単位：円

収入	収入額	支出	支出額
前年度未積立金額	280,011		
PTA会費より	30,000		
預金利息	131		
収入合計	310,142	支出合計	0

次年度繰越金 310,142

執行部メンバー

会長	吉村 俊昭
副会長	齋藤 ゆかり
副会長	内村 由起
副会長	奥村 修太
副会長	浅野 弘尚
会計	松崎 美和
会計	チャンドラ美沙
総務	砂田 みき
総務	森本 崇子
監査	浅川 貴子
監査	池田 拓

R7花陵中PTA活動計画（案）

【令和7年度 P T A 行事実施計画】

1 学期		2 学期		3 学期	
4/9 4/28 5/18	入学式 P T A 総会 体育大会 イベント企画	12/12	一斉あいさつ運動 イベント実施 強歩会	3月	一斉あいさつ運動 執行部役員選考会 卒業式
随時	役員会 P T A 委員会活動	随時	役員会 P T A 委員会活動	随時	役員会 P T A 委員会活動

PTA役員会 年8回程度実施

熊本県・熊本市PTA協議会

日付	内容
4 月	熊本県共済制度説明会・第 1 回専門委員会・広報委員会
5 月	熊本市PTA協議会定期総会
6 月	会計処理実務研修会
6 月	熊本市PTA協議会 会長・市P担当副会長合同研修会及び情報交流会
8 月	市P一斉あいさつ運動
8 月	日本PTA全国研究大会（石川）
10月	日本PTA九州ブロック研究大会（福岡）
11月	熊本市PTA研究大会
1 月	市P一斉あいさつ運動
2 月	令和7年度会長懇談会及び懇親会

[熊本市西区PTA連絡会]

4 月	熊本市西区PTA理事会引継
5 月	令和 7 年度総会
7 月	第1回理事会
10月	第2回理事会
1 月	第3回理事会
2 月	西区研修会及び交流会
3 月	第4回理事会

令和7年度 PTA会費予算書（案）

収入の部

No	項目	前年度予算額	前年度決算額	本年度予算額	備考
1	会費	669,000	781,320	669,000	年間3,000円×223世帯
2	繰越金	781,320	678,000	800,986	
3	助成金収入	0	80,000		
4	雑収入	2	16,542	2	預金利息、出店料
合計		¥ 1,450,322	¥ 1,555,862	¥ 1,469,988	

支出の部

No	項目	前年度予算額	前年度決算額	本年度予算額	備考
1	運営費	95,000	79,538	95,000	運営委員会他
	(1)会議費	5,000	0	5,000	役員会、運営委員会
	(2)消耗品費	20,000	10,284	20,000	文具・用紙代等
	(3)備品費	50,000	47,520	50,000	PTA備品、AEDリース
	(4)事務手当	0	0	0	執行部事務費
2	(5)通信費	20,000	21,734	20,000	ハガキ、切手、振込手数料等
	活動費	270,000	369,134	270,000	
	(1)研修費	100,000	38,000	100,000	九・市P、西区P、花P連、渉外費
	(2)慶弔費	50,000	0	50,000	香典等
	(3)1学年委員会	0	0		学級活動費、学年委員会活動費
	(4)2学年委員会	0	0		学級活動費、学年委員会活動費
	(5)3学年委員会	0	0		学級活動費、学年委員会活動費
	(6)教養委員会	0	0		委員会活動費
	(7)広報委員会	0	0		委員会活動費、印刷代、写真代
	(8)保体委員会	0	0		委員会活動費
	(9)愛護委員会	0	0		委員会活動費
	(10)バザー委員会	0	0		委員会活動費
(11)卒業記念品	120,000	121,802	120,000	学校に残す記念品、花束等	
(12)特別活動費	0	209,332		監査、選考委員会活動費	
3	分担金	60,000	51,750	60,000	市P、西区P
4	保険費	90,000	9,657	90,000	団体賠償責任保険、個人情報漏洩保証制度
5	行事費	50,000	35,300	50,000	退任式
6	助成金	0	0		
7	環境整備費	200,000	79,497	200,000	緑化活動費
8	教育振興費	100,000	100,000	100,000	教育振興基金
9	積立金	30,000	30,000	30,000	周年記念事業積立
10	予備費	555,322	0	574,988	
総計		¥ 1,450,322	¥ 754,876	¥ 1,469,988	

上記の通り提案し、ご承認を求めます。

令和7年4月28日
花陵中学校PTA会長
吉村 俊昭

熊本市立花陵中学校PTA会則

第1章 総 則

(名称及び事務局)

第1条 本会は、熊本市立花陵中学校PTAと称し、熊本市西区八島2丁目14番1号熊本市立花陵中学校内に事務局を置く。

第2章 目的及び活動

(目 的)

第2条 本会は、原則全会員が協力して学校教育の振興と会員の教養と親睦とを図ることによって、生徒の健全な成長とその幸福を増進することを目的とする。

(活 動)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) 教育を理解し、教育尊重の世論を喚起すること。
- (2) よい保護者、よい教育者となるための研修に関すること。
- (3) 家庭・地域における生徒の生活環境の改善と指導に関すること。
- (4) 生徒と会員の福利厚生に関すること。
- (5) 会の運営や活動についての広報に関すること。
- (6) その他本会の目的達成に必要な事項。

2 本会の活動は、政治または宗教に何ら影響を受け、また与えるものでなく、何人たりとも営利目的に活用してはならない。

3 本会は第2項に該当せず、生徒の教育及び福祉を目的とする他の機関及び団体と連携し、積極的に協力する。

第3章 会員及び役員

(会 員 資 格)

第4条 本会の会員は、本校に在籍する生徒の保護者及び本校に勤務する職員で構成する。

(役 員)

第5条 本会に次の役員及び監査を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 5名 (市P担当、教頭を含む)
- (3) 総 務 6名 (学校職員を含む)
- (4) 会 計 2名
- (5) 監 査 3名

(役員及び監査の任期)

第6条 役員の任期は原則1年とするが、再任を妨げない。ただし、原則同一地位の継続は3年を限度とする。

2 役員に欠員が生じた場合は、役員会で補員を選考し運営委員会で承認する。

3 前項の場合、補員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、これを代理する。
- (3) 総務は、事業計画・予算編成・会合の企画・連絡・会議記録を掌る。
- (4) 会計は、予算編成・会計事務を掌る。

(5) 監査は、会計事務を監査し、総会に報告する。

(役員等の選出)

第8条 役員のうち、会長、副会長及び監査は役員選考委員会が選出し、総会の承認を得るものとする。

2 役員のうち、総務及び会計は第1項において承認された会長が任命する。

3 役員のうち、学校職員については学校長が選出し会長が任命する。

(選考委員の選任)

第9条 役員選考委員の選任は、別に定める花陵中学校役員選考委員会規則に基づくものとする。

第4章 機 関

(機関)

第10条 本会に次の機関を置く。

- (1) 総会
- (2) 役員会
- (3) 運営委員会
- (4) 学年委員会及び専門委員会
- (5) 特別委員会

(総会)

第11条 会長は、定期総会を年1回開催するものとし、次の事項を審議する。

- (1) 予算、決算に関すること。
- (2) 事業計画に関すること。
- (3) 役員及び監査の選任に関すること。
- (4) 会則などの制定、改廃に関すること。
- (5) その他重要事項

2 会長は、必要に応じ臨時総会を招集することができる。

3 会長は、全会員の十分の一以上の会員から総会の目的及び議題を明確にして総会招集の申し立てがあった場合は、速やかに臨時総会を招集しなければならない。

(総会の定足数)

第12条 総会は、出席者及び委任状の総数が全会員の三分の一以上で成立し、議事は出席者の過半数で決定し、可否同数の時は議長が決める。

2 前項の委任状の効力は、総会の議決を議長に委任するものとする。

(総会の定足数)

総会は、出席者及び委任状の総数が全会員の三分の一以上で成立し、

総会の委任を電子も書面での議決も認める

(総会議長の選出)

第13条 総会の議長は、総会出席者の互選により選出する。

(役員会)

第14条 役員会は、役員（監査を除く）及び学校長をもって構成し、総会決定事項などの運営委員会審議事項の調整を行うとともに会全体の円滑な運営を図るものとする。

2 役員会は、必要に応じ会長または、学校長が招集する。

3 役員会は運営委員会を統括し、議事調整、進行、記録を行うものとする。

(運営委員会)

第15条 運営委員会は、役員（監査を除く）・学校長・各学年委員長・各専門委員長を持って構成し、次の任務を行うものとし会の最終決定機関とする。

- (1) 総会事案の決定並びに総会運営
- (2) 各委員会提出案件の審議及び行事調整
- (3) 予算の更生・補正・臨時徴収金の決定
- (4) 補充委員の決定
- (5) 緊急事項の処理
- (6) その他必要事項

2 運営委員会は必要に応じ会長が召集する。

(学年委員会)

第16条 学年委員会は、家族・学校・社会教育に関する理解を深めるとともに、各学年学級の運営に協力し、学級・学年及び他学年の諸問題を処理する。

(専門委員会)

第17条 各専門委員会は、教養・愛護・保健体育・広報及びバザーの5委員会とし、次の活動を行う。

- (1) 教養委員会は、会員の教養を高めるための研修に関すること。
- (2) 愛護委員会は、生徒の健全育成及び会員の親睦に関すること。
- (3) 保健体育委員会は、生徒及び会員の保健体育及び福利厚生に関すること。
- (4) 広報委員会は、PTA便りの発行、会員間の連絡等、広報に関すること。
- (5) バザー委員会は、バザーに関すること。

(学年委員会及び専門委員会委員及び委員長等の選任)

第18条 当会の会員は、役員及び監査に選出された会員を除き原則全ての会員が、学年委員会または専門委員会の何れかに所属するものとする。

第19条 学年委員会は学年毎、専門委員会は委員会毎に委員長及び副委員長を選任し各委員会の統括を行うものとする。

2 委員長及び副委員長は、各委員会の委員の互選により選出し会長が任命する。

第20条 学年委員会及び専門委員会の運営の詳細については、別に定める「学年委員会及び専門委員会運営規則」に基づくものとする。

(特別委員会)

第21条 特別委員会は、必要に応じて運営委員会の委嘱によって組織され、特定事項を処理する。正・副委員長は会長が委嘱する。任務が終われば委員会を解散する。

第5章 会計

(運営経費)

第22条 本会の運営経費は、会費・活動収益及び寄付金を持ってこれに充てる。

(会費)

第23条 会員は、所定の会費を納入する。

2 本会の会費は1会員あたり5,000円とする。

3 会費の納入等については、別に定める花陵中学校PTA庶務規則に基づくものとする。

(資産)

第24条 本会の資産は、第2条の目的以外に使用してはならない。

(会計年度)

第25条 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第6章 個人情報取扱い

(管理・運用方法)

第26条 本会の保有する個人情報について、その適正管理に必要な事項を定めることにより、本会の適正かつ円滑な運営を図り、個人の権利と利益を保護する。

2 本会は個人情報の重要性を認識し、個人情報保護法及び本規約に基づき本会で取り扱う個人情報の取得、利用、管理を適正におこなう。

3 個人情報とは生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述により特定の個人を識別できるものをいう。

4 本会における個人情報の管理者はPTA会長とする

5 本会における個人情報の取扱者はPTA役員とする

6 個人情報の管理者及び取扱者は、職務上知り得た情報をみだりに他人に知らせ、不当な目的に使用してはならない。その役職を退いた後も同様とする。

(取得・利用内容)

第27条 個人情報を取得する際は、あらかじめ利用目的を定め明示する。また、円滑なPTA活動をおこなうために、以下の情報を取得する。

(1) 会員の氏名・連絡先(住所・電話番号・メールアドレス等)

(2) 会員の子供の氏名・クラス

(3) 必要に応じ、会員や会員の子どもなどの写真

2 取得した個人情報は以下の目的のために利用する

(1) 活動に必要な連絡網及び名簿の作成

(2) 各種行事の案内

(3) 資料等の送付

(4) 役員選出

(5) 活動の諸連絡

付則

(学校長)

第28条 学校長は、学校を代表してすべての会議に出席し助言する。ただし、評決には加わらない。

(規則等)

第29条 本会には、本会則と別に以下の規則を定める。

(1) 花陵中学校役員選考委員会規則

(2) 学年委員会及び専門委員会運営規則

(3) 花陵中学校PTA庶務規則

2 前項に定める規則の改廃は、運営委員会で審議し総会に報告するものとする。

(表簿)

第30条 本会には次の表簿を備える。

- | | | |
|-------------------|----------|---------------|
| (1) 会則（細則・内規を含む） | (2) 会員名簿 | (3) 役員名簿 |
| (4) 運営委員会名簿 | (5) 会計簿 | (6) 資産簿（備品台帳） |
| (7) 記録簿（文書・会報を含む） | | |

(施行)

第31条 本会則は昭和61年4月1日から施行する。

昭和63年3月8日一部改正、改正の日から施行する。

平成10年5月15日一部改正、改正の日から施行する。

平成11年5月15日一部改正、改正の日から施行する。

平成15年2月25日一部改正、改正の日から施行する。

平成21年2月13日一部改正、改正の日から施行する。

平成27年5月 1日一部改正、改正の日から施行する。

平成31年4月26日一部改正、改正の日から施行する。

令和4年4月28日一部改正、改正の日から施行する。

令和6年5月2日一部改正、改正の日から施行する。

花陵中PTA慶弔規定

- 1 職員の退任・転任及び役員の場合は、記念品を贈る。
- 2 会員またはその配偶者が死亡した場合は、会として香典10000円、
該当学級として5000円をおくり、PTA代表が会葬する。
- 3 職員が死亡した場合は、役員会で協議の上、香典をおくり、PTA代表が
通夜及び会葬する。
遠距離等、会葬参列の困難な場合は、弔電をもって会葬に代える。
- 4 職員の配偶者・父母(義父母)・子が死亡した場合は、会として香典10000円
おくり、PTA代表が通夜及び会葬する。
- 5 在校中の生徒が死亡した場合は、会として香典10000円、
該当学級として5000円をおくり、PTA代表が通夜及び会葬する。
- 6 その他、必要な事項に関しては、役員会で協議する。
- 7 この規定により慶弔を受けた場合、返礼は一切行わないものとする。
- 8 この規定は、昭和61年4月1日より施行する。
最終改正 平成14年5月10日 施行

花陵中学校 P T A 役員選考委員会規則

(目的)

第 1 条 本会は、花陵中学校 P T A 役員を選出することを目的とする。

(構成・選出)

第 2 条 選考委員会の構成・選出は次のとおりとする。

- 1、選考委員は、全会員による選考委員推薦書を参考に PTA 会長の責任の下で決定される。
ただし、決定が困難な場合、運営委員会に相談することができる。
- 2、選考委員会は各学年学級委員会及び各専門委員会より 2 名ずつ選出された 16 名と職員代表 2 名で構成され委員の互選により正・副委員長を選出する。

(任務)

第 3 条 選考委員の任務は次の通りとする。

- 1、選考委員は、次年度の会長・副会長・会計監査を選出する。
- 2、総務・会計は、次年度の会長が三小学校校区の人数考慮の上任命する。
- 3、選考委員会は、全会員による PTA 役員推薦書を参考に役員を選出する。
- 4、選考委員は、職務上知り得た事項については秘密を厳守しなければならない。

(その他)

第 4 条 その他

- 1、選考委員会は、11 月までに発足する。
- 2、選考委員会は、判断困難な場合は、役員会に参考意見を求める事ができる。
- 3、選考委員会は、任務が終われば委員会を解散する。
- 4、選考委員会規則の改廃は、運営委員会で審議する。

(施行)

第 5 条 この規則は昭和 61 年 4 月 1 日より施行する。

この規則は、一部改正して平成 10 年 12 月 19 日より施行する。

この規則は、一部改正して平成 18 年 4 月 1 日より施行する。

この規則は、一部改正して平成 20 年 4 月 1 日より施行する。

この規則は、一部改正して平成 24 年 4 月 1 日より施行する。

この規則は、一部改正して平成 27 年 5 月 1 日より施行する。